

## 大都市財源拡充に関する要望運動の進め方について（案）

### 1 方針

- (1) 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（以下「財源拡充要望書（青本）」）と  
いう。）及び「税制改正要望事項」に基づいて、関係方面における政策審議過程の最も効果的な段  
階に、政府及び税制調査会並びに各政党等に対する要望運動を行うこととする。
- (2) 中央情勢の動向に対応して必要があるときには、緊急要望書を作成し、関係方面に対する要望運  
動を行うこととする。

### 2 具体的方法

#### (1) 財源拡充要望書（青本）に基づく要望運動について

##### ① 政府及び政党

要望時期…10月中下旬を目安  
要 望 者…幹事市の市長・議長  
要 望 先…内閣府、内閣官房、総務省、財務省、各政党

##### ② 政府税制調査会（特別委員含む）及び経済財政諮問会議

要望時期…①以降  
要望先等…①により対応する以外の委員及び構成員について、事務局で対応

##### ③ 衆議院・参議院総務委員会及び政党（党派別要望）等

税財政関係特別委員会において実施されるよう議会側に要請する。

○ 税財政関係特別委員長会議（座長：幹事市の委員長）  
10月上中旬に開催し、下記の要望運動の進め方について協議

##### ア 衆議院・参議院総務委員会

要望時期…10月中下旬（衆・参総務委員長と調整）  
要 望 者…幹事市の税財政関係特別委員長

##### イ 政党（党派別要望）

要望時期…11月上～下旬を目安（政党と調整）  
要 望 者…各市の税財政関係特別委員（座長：別途定める担当市）

##### ウ 地元選出国會議員

要望時期…税財政関係特別委員長会議直後～11月下旬を目安（各国会議員と調整）  
要 望 者…各市の税財政関係特別委員

- ※ なお、①及び②については、「税制改正要望事項」に基づく要望運動も併せて実施する。  
この場合、議長は要望者に加わらないものとする。
- ※ ③-イの党派別要望（懇談会）のうち、日本維新の会については、政党からの提案を受けて  
WEBでの要請活動を調整中。

## (2) 政党税制調査会等に対する要望運動（税制改正に関する要望陳述）

「税制改正要望事項」に基づき、党の定める方法等に則って要望運動を実施する。

陳述日… 政党が設定する日（令和3年度実績 自民党；11/25、立憲民主党：中止）

陳述者… 原則として会長（党から地方自治関係団体代表者に要請）

陳述方法… 自民党政策懇談会等の政党が設定する場で要望陳述

## (3) 緊急要望書に基づく要望運動について

緊急要望を行うときは、その内容及び活動の具体的方法を別途協議のうえ定める。

（参考）

### ○青本・税制改正要望の要望先等（案）について

	要望項目	要望先	要望者
	青本	政府・政党 政府税調（特別委員含む） 経済財政諮問会議 衆参総務委員会 等	指定都市 (市長・議長)
税 制 改 正 要 望	法人住民税の拡充強化等	政府・政党 政府税調（特別委員含む） 政党税調 経済財政諮問会議	指定都市 市長会
	固定資産税の安定的確保		
	償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持		
	自動車関係諸税における市町村税財源の確保等		
	個人住民税の充実強化		
	ふるさと納税制度の見直し		
	地方消費税の充実等		
	地球温暖化防止に係る税財源の確保・充実		
	税務システムの標準化への対応		
	地方税務手続のデジタル化の推進と社会保障・税番号制度への対応		
	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化への対応		
	個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について		
	土地の負担調整措置における据置特例の廃止		
	税制改正に伴う地方税法の改正時期		
	地方税制に関する指定都市の意見の反映		
	地域決定型地方税制特例措置について	総務省	
	評価基準改正告示時期の早期化		
	家屋の評価方法の簡素化		
	損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化		